

毎週火、金曜日発行(但し日曜日に当たると  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

日 火 金

# 鳥取県公報

## 告 示

目 次

◇告示 道路の供用開始

道路の区域変更

◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部改正

鳥取県告示第六百三十号、  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項  
の規定に基づき、次の道路の供用を昭和三十八年十二  
月八日から開始するので、同条同項の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び日本道路公  
団大阪支社大山道路工事事務所において、この告示の日  
から一月間一般の縦覧に供する。  
昭和三十八年十二月六日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道米子大山線	鳥取県西伯郡伯仙町尾高字南屋敷から 同 県 同 郡 大山町 大山字博労座まで	昭和三十八年十二月八日

鳥取告示第六百三十一号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始するので、同条同  
項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において、この告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

昭和三十八年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一級国道九号線	東伯郡大栄町大字六尾字夢地から 同 郡東伯町大字八橋字御城山まで 西伯郡淀江町大字淀江字中抜から 米子市二本木字長田 まで	昭和三十八年十二月六日

鳥取県告示第六百三十二号

建設省中国地方建設局長が道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更した。

その関係図面は、昭和三十八年十二月六日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十八年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	道路の区間	区域変更前後の区間		敷地の巾	延長	備考
			後	前			
一級国道	九号線	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字上郡原五六五の二から 同 県同 郡同 町大字八東水字大畑一、五〇三の二まで	後 A 四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	前 A 四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	六・〇二〇	はA及びBの面を関係図に示す。敷地面積を地
"	"	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字上郡原五六五の二から 同 県同 郡同 町大字徳丸字柵田八五六の五まで	後 A 五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	前 A 五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	八・〇〇〇	はA及びBの面を関係図に示す。敷地面積を地
"	"	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字柵田八五六の五から 同 県同 郡同 町大字徳丸字柵田八五六の五まで	後 A 二・二〇〇〇〇〇〇三・一〇〇	前 A 二・二〇〇〇〇〇〇三・一〇〇	二・二〇〇〇〇〇〇三・一〇〇	三・一〇〇	はA及びBの面を関係図に示す。敷地面積を地
"	"	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字柵田八五六の五から 同 県同 郡同 町大字徳丸字柵田八五六の五まで	後 A 四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	前 A 四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	六・〇二〇	はA及びBの面を関係図に示す。敷地面積を地
"	"	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字柵田八五六の五から 同 県同 郡同 町大字徳丸字柵田八五六の五まで	後 A 五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	前 A 五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	八・〇〇〇	はA及びBの面を関係図に示す。敷地面積を地
"	"	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字柵田八五六の五から 同 県同 郡同 町大字徳丸字柵田八五六の五まで	後 A 二・二〇〇〇〇〇〇三・一〇〇	前 A 二・二〇〇〇〇〇〇三・一〇〇	二・二〇〇〇〇〇〇三・一〇〇	三・一〇〇	はA及びBの面を関係図に示す。敷地面積を地
"	"	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字柵田八五六の五から 同 県同 郡同 町大字徳丸字柵田八五六の五まで	後 A 四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	前 A 四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	四・七〇〇〇〇〇六・〇二〇	六・〇二〇	はA及びBの面を関係図に示す。敷地面積を地
"	"	鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字柵田八五六の五から 同 県同 郡同 町大字徳丸字柵田八五六の五まで	後 A 五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	前 A 五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	五・〇〇〇〇〇〇八・〇〇〇	八・〇〇〇	はA及びBの面を関係図に示す。敷地面積を地

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和三十八年十二月八日から施行する。

"	"	"	"
鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字竹市屋敷 一、六二八の三から	同 県同 郡同 町大字小別府字村内上分二九七まで	鳥取県八頭郡八東町大字小別府字村内上分二九七から	同 県同 郡同 町大字安井宿字下神事二三の四まで
後	前	後	前
B	A	B	A
一五〇〇〇 一五〇〇〇 一五〇〇〇	五〇〇〇 八〇〇〇 一〇五〇〇	一一・六〇〇 一八・五〇〇 二〇・六二〇	四・五〇〇 六・〇〇〇 六・二〇〇
い	の	い	の
の	す	の	す
区	面	区	面
分	に	分	に
表	関	表	関
示	係	示	係
を	を	を	を

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

昭和三十八年十二月六日

3の項中

一級国道九号線米子市錦町一丁目一〇番地地先から同市西福原字西原新道四六三の一番地地先までの間

一、〇〇〇メートル

四〇キロメートル(ただし、第一種原動機付自転車を除く。)

を

一級国道九号線米子市錦町一丁目一〇番地地先から同市西福原字四六三の一番地地先までの間

一、〇〇〇メートル

四〇キロメートル(ただし、第一種原動機付自転車を除く。)

県道米子大山線西伯郡大山町大字大山字博労座四五の三番地地先から西伯郡大山町大字赤松字中横原五七二の一番地を経て西伯郡淀江町大字本宮字劔谷四一二の一番地地先までの間

七、四八〇メートル

四〇キロメートル(ただし、西伯郡淀江町大字本宮字劔谷四一二の一番地地先から西伯郡大山町大字赤松字中横原五七二の一番地及び第一種原動機付自転車を除く。)

に

県道米子大山線西伯郡伯仙町大字尾高字泉谷口二、二〇〇番地地先から西伯郡伯仙町大字尾高字門田一、七六四番地を経て西伯郡伯仙町大字下ノ郷字上河原四七四の一番地地先までの間

七六〇メートル

四〇キロメートル(ただし、第一種原動機付自転車を除く。)

5の項中 境港市竹内町八三六番地地先

岡崎 好孝 方前

を

境港市竹内町八三六番地地先	岡崎 好孝方前
西伯郡伯仙町大字尾高字北屋敷西一、六七八の一番地地先	
字南屋敷東一、七三三番地地先	
淀江町大字本宮字金クソ谷七七八の二番地地先	
伯仙町大字岡成字泉五八二の一番地地先	
大山町大字大山二丁目国林九六林班は小班地地先	交差点入口

改める。

10の項の次に付及び12してと次の二項を加える。

11 右折禁止

場	所	備考
西伯郡大山町大字赤松門野五六四の二番地地先		交差点入口

12 左折禁止

場	所	備考
西伯郡大山町大字赤松字中横原五七二の一番地地先		交差点入口

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行日 火 金

印 発

鳥取県鳥取市東町二丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
電話二五〇四